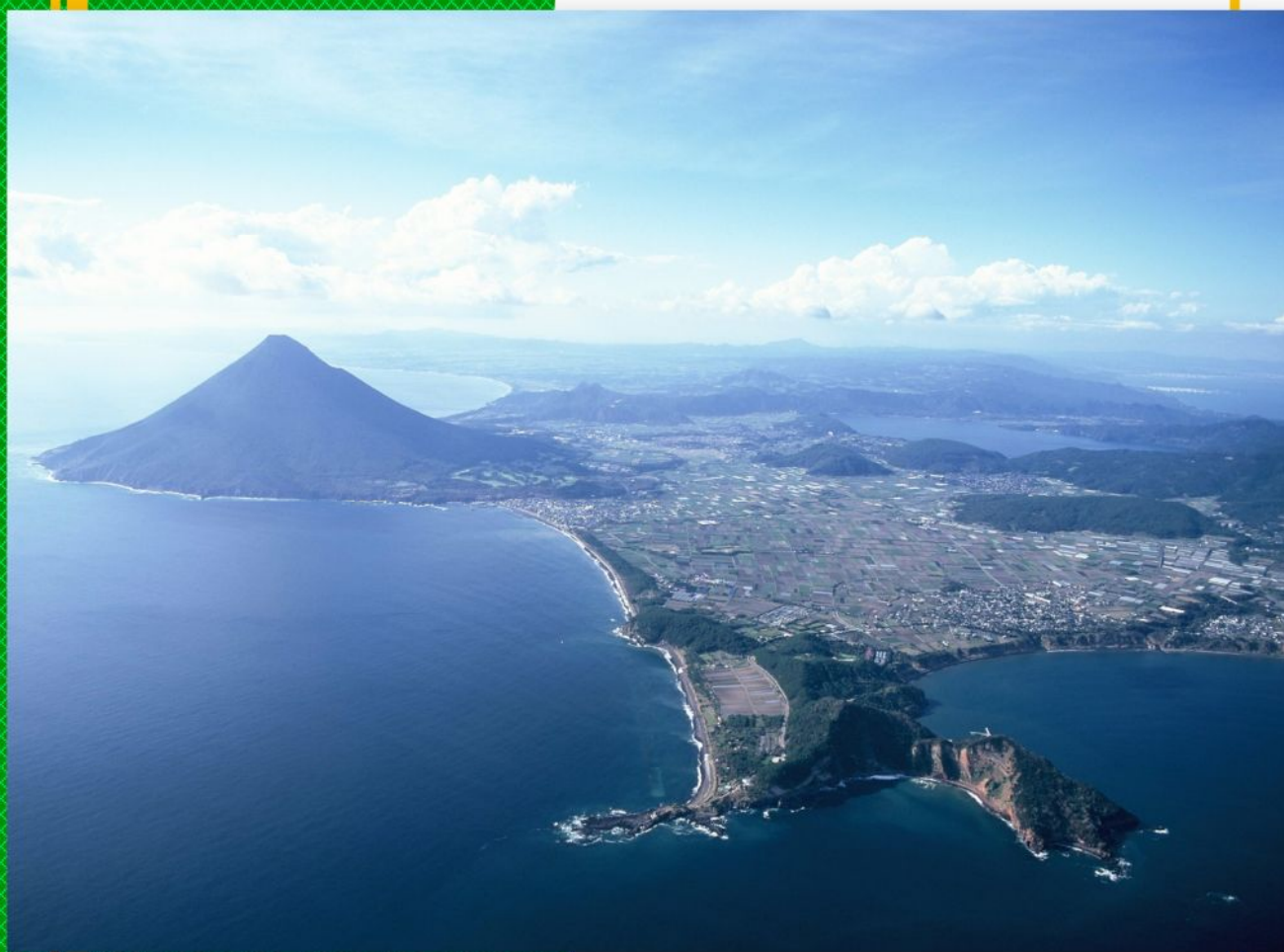


IRISUKI

指宿市景観計画

LANDSCAPE PLANNING
LANDSCAPE PLANNING



平成31年3月
指 宿 市

はじめに

指宿市は、薩摩半島の最南端、錦江湾口に位置し、市の中央部には霧島錦江湾国立公園に指定されている九州最大の湖である池田湖や、その南部には見事な円錐形の山容から薩摩富士と称され、日本百名山にも数えられている開聞岳などの雄大な自然により美しい景観を形成しております。



また、市の全域を霧島火山脈が縦断していることから温泉の湧出量が豊富であり、特に世界的にも珍しい「天然砂むし温泉」を有するなど、豊富な景観資源にも恵まれたまちです。

これらの資源は、先人たちにより受け継がれ培われてきた市民共通の大切な資産であり、将来にわたりその恵みを享受できるよう景観に配慮したまちづくりを進め、次世代へ継承していかなければなりません。

平成17年に施行された「景観法」に基づき、景観行政団体へ移行した本市は、法に基づく景観行政を進めることが可能になりました。

このたび策定した「指宿市景観計画」は、市全域を対象とし、本市の特性に応じた景観を守り、育み、直し、魅せて、繋ぐための基本方針を定めたものであり、市民の皆様と一体となって掲げた3つの基本理念である「ぜいたくな資源を守る」、「五感に訴える」、「南国 湯豊宿(ゆぶすき)」の景観づくりのもと、目指すべき将来像の実現のため、市民・事業者・行政が一体となって、魅力ある指宿市ならではの景観を創り上げていくことが盛り込まれた計画となっています。

本計画に基づき、魅力ある指宿市の景観まちづくりに、積極的に取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました「指宿市景観計画策定協議会」の委員の皆様をはじめ、「指宿市景観まちづくりワークショップ」やパブリック・コメントを通じて、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様並びに関係者の方々へ、心より感謝を申し上げます。

平成31年3月

指宿市長 豊留 悦男

目 次

第1章 指宿市の景観	1
1 指宿市景観計画の目的と位置づけ	1
2 本市の景観概況	3
(1) 概況	3
(2) 湯のまちと指宿火山群の景観	4
(3) 歴史や文化を語る景観	5
(4) 自然公園・公園緑地等の景観	6
(5) 農地の景観	7
(6) 主要道路の沿道景観	8
3 景観に関する既定計画の取り組み	9
(1) 第二次指宿市総合振興計画	9
(2) 指宿市都市計画マスタープラン	11
(3) 都市地域の構成	12
4 景観資源の抽出	13
5 景観形成の課題	17
第2章 指宿市の景観創り	19
6 景観形成の理念と目標	19
(1) 基本理念と将来像	19
(2) 景観形成の基本目標	21
7 景観計画の区域	22
8 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	23
(1) 景観形成の基本的方針	23
(2) 景観類型の整理と景観形成方針	26
9 良好な景観の形成のための行為の制限	34
(1) 規模要件に係る地域の設定	34
(2) 建築物の建築等	36
(3) 工作物の建設等	39
(4) 開発行為	42
(5) 土石類の採取	43
(6) 屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積に関する行為	44
(7) 木竹の伐採に関する行為の制限	45
(8) 太陽光発電設備の設置に関する行為の制限	46
(9) 届出対象行為の適用除外	47
10 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	48

(1) 景観重要建造物の指定方針	48
(2) 景観重要樹木の指定方針	49
11 景観重要公共施設の整備	50
(1) 景観重要公共施設の対象	50
(2) 指定の方針	50
12 屋外広告物の表示等に関する基本方針	50
13 景観形成重点地区の候補地域の検討	51
(1) 開聞岳・長崎鼻・竹山周辺	52
(2) 池田湖・鰻池周辺	52
(3) 指宿市街地周辺	52
(4) 今和泉・宮ヶ浜周辺	52
(5) 山川港周辺	53
第3章 景観形成の推進	54
14 景観形成の推進に向けて	54
(1) 関係法令等の横断的な活用	54
(2) 協働による景観づくり	56
(3) 良好な景観形成へ向けた体制づくり	57
(4) 計画の見直し	58
資料1	60
資料2	61
資料3	62
資料4	64
資料5	65
資料6	66